

## 情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	国保データベース（KDB）システムへの参加に係る健診・医療・介護情報の目的外利用について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【諮問】**

◇第11条第2項第5号（目的外利用）

担当部課： 健康部健康政策課、健康部健康づくり課、  
健康部医療保険年金課、福祉部介護保険課

## 事業の概要

事業名	国保データベース（KDB）システムへの参加								
担当課	健康政策課、健康づくり課、医療保険年金課、介護保険課								
目的	区が保有する特定健診・特定保健指導、医療、介護の各種データを総合的に活用し、区民の健康の保持・増進を図る。								
対象者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 75歳未満の国民健康保険の被保険者</li> <li>2 東京都の後期高齢者医療の被保険者のうちの新宿区の被保険者</li> <li>3 介護保険の被保険者</li> </ol> <p>※・詳細は、資料1のとおり</p>								
事業内容	<p><b>1 国保データベース（KDB）システムへの参加の趣旨</b></p> <p>厚生労働大臣が定めた、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（以下「指針」という。）では、保険者は、健診・医療・介護情報を活用して効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための事業計画を策定した上で、保健事業の実施及び評価を行うこととされている。</p> <p>また、レセプト（診療報酬請求書等）の審査支払業務を受託している各都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）は、指針において保険者のこのような取り組みを支援するものとされている。また、全ての国保連により構成される公益社団法人国民健康保険中央会においては、レセプトデータ分析を行う国保データベース（KDB）システム（以下「本システム」という。）を開発、運用している。</p> <p>本システムは、国民健康保険、後期高齢者医療、特定健康診査、後期高齢者健康診査、介護保険のレセプトを被保険者ごとに突合連携し、年齢層及び性別ごとの健康状態（健康診査の有所見者割合の状況）、健康診査受診状況、疾病構成、疾病と要介護状態との関連性などを分析し、併せて全国、都道府県、市町村、同規模自治体との比較数値を算出することによって、地域住民の健康課題を把握可能とするものである。</p> <p>当区では、本システムを活用し、区民の健康の保持・増進を図ることとする。（資料2のとおり）</p> <p>なお、平成28年3月現在、全国の保険者（市区町村及び健康保険組合）の約99.1%が本システムに参加している。特別区においては、20区が参加しており、当区を除く残り2区に関しては、1区は今年度中に、もう1区は来年度中に参加の予定である。</p> <p><b>2 本システムの概要</b></p> <p>(1) 本システムの全体像</p> <p>国保連が、各種業務を通じて管理する給付情報（健診・医療・介護）等から「統計情報」、「分析情報」を作成して保険者（新宿区）に提供する。</p> <p>※・詳細は、資料3のとおり</p> <p>(2) 本システムへの参加（利用）の方法</p> <p>東京都国保連は、レセプト審査支払事務の受託者として既に保有している個人情報（資料4）を使用し、本システムの運用管理業務を行う。</p> <p>東京都国保連は、レセプト審査支払事務のために既に区に設置している2台の端末に本システムのプログラムを追加する。また、端末を1台増設し、健康政策課、健康づくり課、医療保険年金課及び介護保険課で本システムの参加を可能とする。なお、端末は東京都国保連と専用回線で結合しており、区の庁内ネットワークとの接続はない。</p> <p>区職員は、東京都国保連が区に設置した端末を利用する。</p> <p><b>3 目的外利用にあたり区が行う情報保護対策</b></p> <p>(1) 本システム利用者は、区職員のみとする。</p> <p>(2) 利用者には、IDとパスワードを付与する。</p> <p>(3) 利用履歴（ログ）を記録し、一定期間、記録内容を保存する。</p> <p><b>4 本システムへの参加に係るスケジュール</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">28年8月</td> <td>本システム参加依頼書、事前作業承諾書を東京都国保連へ提出</td> </tr> <tr> <td>28年10月</td> <td>東京都国保連と契約を締結</td> </tr> <tr> <td>28年11月</td> <td>東京都国保連による、健康づくり課（健康政策課）及び医療保険年金課既存端末へのアイコンの設定／本システムへの参加の開始</td> </tr> <tr> <td>29年度</td> <td>東京都国保連による介護保険課の端末設置</td> </tr> </table>	28年8月	本システム参加依頼書、事前作業承諾書を東京都国保連へ提出	28年10月	東京都国保連と契約を締結	28年11月	東京都国保連による、健康づくり課（健康政策課）及び医療保険年金課既存端末へのアイコンの設定／本システムへの参加の開始	29年度	東京都国保連による介護保険課の端末設置
28年8月	本システム参加依頼書、事前作業承諾書を東京都国保連へ提出								
28年10月	東京都国保連と契約を締結								
28年11月	東京都国保連による、健康づくり課（健康政策課）及び医療保険年金課既存端末へのアイコンの設定／本システムへの参加の開始								
29年度	東京都国保連による介護保険課の端末設置								

**件名 国保データベース (KDB) システムへの参加に係る健診・医療・介護情報の目的外利用について**

保有元		利用先	
保有課	健康づくり課、医療保険年金課、介護保険課、高齢者医療担当課	利用課	健康政策課、健康づくり課、医療保険年金課、介護保険課
登録業務の名称	1 特定健診・特定保健指導／健康診査(成人健康診査)(健康づくり課) 2 国民健康保険(医療保険年金課) 3 現物給付審査支払委託業務(介護保険課) 4 後期高齢者医療制度(高齢者医療担当課)	登録業務の名称	1 国保データベースシステムを活用した健康増進計画策定のための統計分析(健康政策課) 2 国保データベースシステムを活用した健康づくりに関する統計分析、国保データベースシステムを活用した国民健康保険に関する統計分析(健康づくり課) 3 国保データベースシステムを活用した国民健康保険に関する統計分析(医療保険年金課) 4 国保データベースシステムを活用した介護保険事業計画策定のための統計分析(介護保険課)
登録業務の目的	1 ①生活習慣病の発症や重症化を予防する。 ②循環器系疾患及び肝疾患等を早期に発見し、生活指導及び適切な治療を行い、重症化を予防する。 2 国民健康保健事業の運営 3 現物給付の審査支払を委託する。 4 後期高齢者医療制度の運営	登録業務の目的	1 健康増進計画策定のための統計分析(健康増進施策の効率的かつ効果的な推進を図る。) 2 健康づくりに関する統計分析(健康づくり施策の効率的かつ効果的な推進を図る。)、国民健康保険に関する統計分析(国民健康保険施策の効率的かつ効果的な推進を図る。) 3 国民健康保険に関する統計分析(医療費の適正化、データヘルス計画の策定に活用する。) 4 介護保険事業計画策定のための統計分析(要介護認定者等の有病状況等を把握・分析することで、介護保険事業に係る保険給付の円滑な運営を図る。)
登録業務に係る個人情報の記録媒体	電磁的媒体 1 特定健診等データ管理システム 2 国保総合システム 3 介護保険・障害者総合支援一括点集約化システム 4 東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システム	登録業務に係る個人情報の記録媒体	電磁的媒体 本システム
目的外利用を行う理由	本システムは、東京都国保連が各種業務を通じて管理する給付情報(健診・医療・介護)から「統計情報」、「分析情報」を作成して保険者(新宿区)に提供するものである。また、本システムは、実態に即した形で地域の全体像をつかむため、各種給付情報を結び付け分析するものである。区は、上述の「登録業務の目的」で記載した目的のために本システムに参加し、個人情報の目的外利用を行う。		

目的外利用を行う情報項目	資料5のとおり ※各課において目的外利用を行う情報は、資料6のとおり
目的外利用を行う際に使用する記録媒体	電磁的媒体
目的外利用の時期・期間	平成28年11月から（以降継続）
緊急時の目的外利用における本人通知の状況	*****